

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 三重県

農業委員会名： 鈴鹿市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3770	2060			5830
経営耕地面積	3117	1359	808	551	4476
遊休農地面積	79	57			136
農地台帳面積	3986	2604			6590

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3788
自給的農家数	1465
販売農家数	2323
主業農家数	349
準主業農家数	484
副業的農家数	1490

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3196
女性	1453
40代以下	339

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	219
基本構想水準到達者	78
認定新規就農者	9
農業参入法人	
集落営農経営	12
特定農業団体	
集落営農組織	12

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	5
40代以下	—	
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25	25	23

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5880ha	1780ha	30.2%
課 題	戸別調査(農地台帳申告書)の実施により、潜在的な私的貸借が多数確認されており、農業経営基盤強化促進法、農地法等法制度の周知徹底が必要である。 また、担い手の高齢化に伴う後継者育成や面的集約による効率化向上も課題である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2058ha	2041ha	261ha	99.2%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農家の経営意向の把握に努め、市、農地中間管理機構、農協等関係機関と連携し、「人・農地プラン」等地域計画の作成・見直しを支援し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 農家に対する広報活動を積極的に展開し、関連諸制度の周知徹底を図ることで、潜在的な貸借関係の解消と担い手への集積を促進する。 関係機関と連携のもと担い手の人材育成に努める。
活動実績	関係機関と連携のもと、人農地プランの見直しなどを支援し、農地中間管理機構や担い手への結びつけを行った。 また、農地台帳申告書や広報紙を活用し、潜在的な貸借関係の解消を働きかけた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	市の総合計画に基づいた目標であり、適正である。
活動に対する評価	周知活動及び集積促進については一定程度の活動は実施されている。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	29年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	1経営体	2経営体	1経営体
課題	栽培技術や安定経営, また, 新規に農地を借入または取得していくことに対する不安が大きく, 新規参入への弊害となっている。栽培技術や経営ノウハウを高めるとともに, 農地の確保, 運転資金に対する不安の軽減を図るべく, 新規就農者への相談体制を充実させる必要がある。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②/①×100)
10経営体	1経営体	10%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	毎月開催の認定農業者審査会の機会を利用し, JA, 県, 市など関係機関が連携し, 情報や課題を共有することで相談体制を充実させる。
活動実績	認定農業者審査会の機会を利用し, 新規参入者の状況等について情報や課題の共有に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	市の総合計画に基づいた目標であり, 適正である。
活動に対する評価	相談体制に問題はないものの, 周知機会の拡大が必要と考えられる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6001ha	121ha	2.02%
課 題	優良な農地を維持・活用するために、円滑に農地中間管理機構や担い手へ繋げていく必要がある。 また、条件的に不利な農地については、地域における検討を要するため、支援体制の強化が必要であ		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
12.5ha	△ 15ha	0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	206人	7月～8月	9月～10月	
		調査方法	前年度の調査図面を基に、市内23地区の地区委員が現地調査を行い、その結果を農地情報システムに反映させる。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月			
その他の活動	地区農業委員会との連携により、地権者、耕作者に対する指導を図っていく。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		206人	8月	9月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数:2319筆	調査数:	筆	調査数:
	調査面積:136ha	調査面積:	ha	調査面積:	ha
その他の活動	地区農業委員会との連携により、地権者、耕作者に対する解消指導の実施				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	市の総合計画に基づく目標であり、適正である。
活動に対する評価	地区農業委員会との連携により確実な調査が実施されており、今後も継続していく。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5880ha	5.1ha
課 題	農地法に対する認知度が低く、法令違反であるという認識が乏しい事例が多いことから、啓発・広報活動の重点化が課題である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
5.7ha	0.6ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	関係部署の連携による監視体制の強化、違反者への継続的な指導の実施と農業委員会だよりや市広報を通じての啓発・広報活動を行う。
活動実績	関係部署との連携により、通報時の迅速な対応に努めた。
活動に対する評価	関係部署との連携は機能しており、引き続き迅速な対応に努める。啓発・広報活動の強化を図る。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 86件、うち許可 86件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類を確認し、必要に応じて申請者に対し聞き取りを行う。 農業委員及び職員による現地確認を基本とし、地図情報システムにより補完している。 地区農業委員会において審議された意見を参考としている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	総会議案書及び議事録を市情報公開コーナーで公表すると共に、議事録については、市ホームページで公開している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 249件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類を確認し、必要に応じて申請者に聞き取りを行う。 申請面積が1,000㎡以上の場合については、申請者立会いのもと、現地確認を行なっている。 地区農業委員会において審議された意見を参考としている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	総会議案書及び議事録を市情報公開コーナーで公表すると共に、議事録については、市HPで公開している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		53 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		53 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1297件 公表時期 平成31年3月 情報の提供方法:市のホームページで提供
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1821件 取りまとめ時期 平成31年3月 情報の提供方法:総会議案書を市情報公開コーナーで公表
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 6590ha
		データ更新:平成31年3月 公表:
	是正措置	—

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入の促進には、やりがいを感じられる国の施策が必要である。 ・農業委員会が地域の事情や困りごとを相談できる身近な存在になることが、違反転用の発生防止につながるのではないか。 ・担い手の後継者不足が課題であり、次期の担い手育成が急務である。 <p>〈対処内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成や新規参入の促進には、農業が魅力ある職業であること、具体的には所得の向上が図られることが重要な要素であることから、一層の合理化、効率化と産地ブランド化を促す施策について、関係機関と協力し検討していく。
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉</p> <p>特になし</p> <p>〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している その他の方法で公表している

市情報公開コーナーで公表

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>鈴鹿市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地の集積、集約化の推進と農地中間管理事業の活用について 2 遊休農地の発生防止と解消について 3 新規就農者の加入促進等、担い手の育成について 4 地産地消の推進とブランド力の強化について
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している その他の方法で公表している